

従業員の皆様へ

退職時や扶養家族を外した場合は

健康保険証を 必ず返却



してください

※保険証使用のルール

1. 健康保険証が使用できる期間は次のとおりで、それを過ぎると資格喪失になります。
 - 従業員本人 ……退職日まで
 - 扶養家族 ……扶養から外れた日の前日まで
2. 資格喪失後の保険証は使用できませんので、必ず返却してください。
3. 資格喪失後は、新たな健康保険(国民健康保険など)に加入してください。

※資格喪失後に保険証を使用すると…

資格のない健康保険証を使用された場合、受診された医療費(窓口負担額を除く)を後日、被保険者の方に返還いただくこととなります。

このリーフレットは、協会けんぽ 島根支部 ホームページの「健康保険証の回収案内リーフレット」より、ダウンロードできます。(トップページ右側のバナー一覧より)

保険証回収や返納金への取り組みについては、下記アドレスもしくは右の二次元コードからご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h28-4/20160425001>



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎0852-59-5139